

3つの町営プールの実施計画について

平成 29 年第 4 回定例議会（12 月）において、町議会議員から休止中の袖が浦プールについて、「子ども・子育て支援、地域性を考慮し二宮町営袖が浦プールの再開を求める決議」が提出され、12 月 1 日の本会議で議決されました。

これまでには、平成 26 年第 3 回定例議会（9 月）に平成 25 年度決算審査意見として、「袖が浦プールは有料利用者が少ないまま推移しているので、速やかに廃止されたい」という意見が提出されており、また、平成 27 年第 3 回定例議会（9 月）には、総務建設経済常任委員会から町公共施設に関する提言書として、「袖が浦プールは利用率が低く経費も高い。学校プールとして利用している側面もあるが、存続するなら、大幅な利用率の向上を図るべきである。できなければ、廃止も含め検討すること」という提言がなされています。

今までの経緯も勘案しながら、今回、町議会から提出された決議書を尊重し、前回の検討委員会（11 月 21 日開催）に提出した個別施設の実施計画における 3 つの町営プールの記載内容について修正を行いたいと考えております。

〔修正内容〕 3 つの町営プールの実施計画を以下のとおりとします。

●町民温水プール、山西プール、袖が浦プール

短期 床面積の削減候補施設（削減面積 176～2,022 m²）

⇒平成 30 年度中に 3 つのプールの方向性を検討し、短期で廃止する施設を決定します。

【10 年間の取り組み】

- ・利用者数や収支状況及び今後の施設維持管理経費などの客観的なデータを踏まえ、3 つのプールの方向性を検討し、短期で廃止する施設を決定します。
- ・検討の結果により廃止とするプールについて、廃止に向けた調整を行います。
- ・指定管理者制度の導入について実施時期や方法などの具体的な検討を行い、効率的な運営及び利用促進を図る取り組みを検討・実施します。
- ・受益者負担の適正化及び消費税の引き上げに伴う施設利用料の見直しを検討・実施します。
- ・町営プールについては、近隣市町村との施設の相互利用を継続します。

